

## 広島市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、「広島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」(以下「総合事業実施要綱」という。)第4条第1号ウに規定する介護予防ケアマネジメント事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号)、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」)及び総合事業実施要綱の例による。

### (事業の目的)

第3条 介護予防ケアマネジメント事業は、介護予防と自立支援の視点を踏まえ、利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、利用者自らの選択に基づき介護予防・生活支援サービスのほか、一般介護予防事業やインフォーマルサービスを含めた適切な支援が包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から、必要な援助を行う。さらに、サービス利用を終了した場合においても利用者のセルフケアとして習慣化され、継続される必要があるため、利用者が主体的かつ効果的に取り組めるよう支援を行うことを目的とする。

### (事業の委託)

第4条 介護予防ケアマネジメント事業の実施については、本市が広島市地域包括支援センター設置運営要綱の定めるところにより市内に設置される地域包括支援センターの設置法人に委託して行うものとする。

2 前項の規定により委託を受けた地域包括支援センターの設置法人(以下「受託者」という。)は、事業の一部を指定居宅介護支援事業者に再委託することができる。

### (対象者)

第5条 介護予防ケアマネジメント事業の対象者は、法第115条の45第1項第1号ニに規定する居宅要支援被保険者等(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス費に係る介護予防支援を受けている者を除く。)とする。

### (介護予防ケアマネジメントの種類)

第6条 介護予防ケアマネジメントの種類は、次のとおりとする。

(1) ケアマネジメントA

利用者が介護予防ケアマネジメントにより利用する事業に、総合事業実施要綱第4条第1号ア(ア)の訪問介護サービス、同(エ)の短期集中予防支援訪問サービス、又は同条第1号イ(ア)の1日型デイサービス、同(ウ)の短期集中運動型デイサービス、同(エ)の短期集中通所口腔ケアサービスが含まれている場合。

(2) ケアマネジメントB

ケアマネジメントAに該当しない場合であって、利用者が介護予防ケアマネジメントにより利用する事業に、総合事業実施要綱第4条第1号ア(イ)の生活援助特化型訪問サービス又は同条第1号イ(イ)の短時間型デイサービスが含まれている場合。

(3) ケアマネジメントC

ケアマネジメントA又はケアマネジメントBに該当しない場合であって、利用者が介護予防ケアマネジメントにより利用する事業に、総合事業実施要綱第4条第1号ア(ウ)の住民主体型生活支援訪問サービス又は同条第2号の一般介護予防事業のうち、アの地域介護予防拠点整備促進事業、又は同イの地域高齢者交流サロン運営事業、ウの認知症カフェ運営事業が含まれている場合。ただし、利用者が、介護予防ケアマネジメントの利用申込み前から利用している一般介護予防事業における事業と同じものを利用する場合を除く。

(4) 卒業に関するケアマネジメント

法第8条の2第16項に規定する介護予防支援又はケアマネジメントA若しくはケアマネジメントBを実施し、生活機能等が改善したことにより、全ての介護予防サービス（居宅療養管理指導及び特定福祉用具購入費支給を除く。）及び地域密着型介護予防サービス並びに介護予防・生活支援サービスの利用を終了した居宅要支援被保険者等が、同条第2号の一般介護予防事業への参加やその他の自主的な介護予防の取組に移行し、主体的に継続するためのケアマネジメントを行う場合。ただし、当該取組が3か月以上継続している場合に限るものとし、また、過去1年以内に当該介護予防ケアマネジメントを行った利用者に対しては実施することはできない。

(基本方針)

第7条 介護予防ケアマネジメントは、第3条に規定する目的を踏まえ、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 受託者は、介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類及び特定の総合事業の実施事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

3 受託者は、介護予防ケアマネジメントの効果的な実施のために、本市、地域包括支援センター、総合事業の実施事業者、介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、医療機関、地域団体、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

(実施内容)

第8条 受託者が介護予防ケアマネジメントとして実施する内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用申込みの受付
  - (2) 利用申込者との契約締結
  - (3) 契約書の確認
  - (4) アセスメント
  - (5) 介護予防サービス・支援計画書原案の作成
  - (6) サービス担当者会議の開催
  - (7) 介護予防サービス・支援計画書の決定
  - (8) 介護予防サービス・支援計画書の交付
  - (9) サービスの提供
  - (10) モニタリング
  - (11) 評価
  - (12) 評価及び介護予防サービス・支援計画書変更案の確認
  - (13) 給付管理業務及び広島県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への給付管理票送付
  - (14) 介護予防ケアマネジメント費請求
  - (15) 介護予防小規模多機能型居宅介護支援事業所との連携に係る業務
- 2 ケアマネジメントBについては、前項第10号のモニタリングにおいて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3か月後及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があった時は、利用者の居宅を訪問し、面接を行うものとする。ただし、利用者の状況に変化がない場合、その他の月においては電話等により利用者との連絡を実施することで面接を省略することができる。
- 3 ケアマネジメントCについては、第1項第2号、3号、第5号から第8号、第10号から第13号及び第15号は省略できるものとする。ただし、ケアマネジメント結果票（ケアマネジメント結果を記録した書面）を作成し、利用者に交付する。
- 4 卒業に関するケアマネジメントについては、第1項第1号から第3号、第5号から第13号及び第15号は省略できるものとする。ただし、ケアマネジメント結果票を作成し、利用者に交付する。

(重要事項説明)

第9条 受託者は、ケアマネジメントA及びケアマネジメントBに係る契約の締結に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、実施内容の概要その他の当該利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得るものとする。

- 2 受託者は、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス・支援計画書が第3条に規定する目的及び第7条の基本方針並びに利用者の希望に基づき作成されるも

のであること等につき、説明を行い、理解を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第10条 受託者は、正当な理由なく介護予防ケアマネジメントの提供を拒んではならない。

(介護予防ケアマネジメント提供困難時の対応)

第11条 受託者は、当該地域包括支援センターの通常の事業の実施地域（当該地域包括支援センターが通常時に介護予防ケアマネジメントを提供する地域をいう。）等を勘案し、利用者に対し自ら適切な介護予防ケアマネジメントを提供することが困難であると認めた場合は、他の受託者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(利用者に対する介護予防サービス・支援計画書の書面の交付)

第12条 受託者は、利用者が要介護認定を受けた場合、その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス・支援計画書及びその実施状況に関する書類を交付するものとする。

(介護予防ケアマネジメントの業務の委託)

第13条 受託者は、第4条第2項の規定により介護予防ケアマネジメントの一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないこと。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に介護予防ケアマネジメントの業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、介護予防ケアマネジメントの業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、介護予防ケアマネジメントの業務を実施する介護支援専門員が、本要綱の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(給付管理票の提出)

第14条 受託者は、毎月、国保連に対して、介護予防サービス・支援計画書において位置付けられている介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した給付管理票を提出するものとする。

(秘密保持)

第15条 受託者は、介護予防ケアマネジメントを実施するに当たり、個人情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じなければならない。また、担当職員その他従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 第4条第2項の規定により受託者が事業の一部を指定居宅介護支援事業者に再委託した場合は、受託者は、再委託した指定居宅介護支援事業者に対して、前項の規定を遵守させなければならない。
- 3 受託者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(苦情処理)

- 第16条 受託者は、自ら提供した介護予防ケアマネジメント又は自らが介護予防サービス・支援計画に位置付けた介護予防・生活支援サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。
- 2 受託者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
  - 3 受託者は、自ら提供した介護予防ケアマネジメントに関し、利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
  - 4 受託者は、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第17条 受託者は、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに本市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 受託者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
  - 3 受託者は、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

- 第18条 受託者は、地域包括支援センターごとに経理を区分するとともに、介護予防ケアマネジメント事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第19条 受託者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 受託者は、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供に関する、次の表の左欄に掲げる記録を作成し、その完結の日から、同表の右欄に掲げる期間保管しなければならない。

記録の内容	保存期間
(1) 総合事業実施要綱第4条の事業を実施する事業者等との連絡調整に関する記録	その完結の日から5年
(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる次項を記載した介護予	【介護予防ケアマネジメント費の

防ケアマネジメント台帳 ア 介護予防サービス・支援計画書 イ 第8条(4)に規定するアセスメントの結果の記録 ウ 第8条(6)に規定するサービス担当者会議等の記録 エ 第8条(10)に規定するモニタリングの結果の記録 オ 第8条(11)に規定する評価の結果の記録	支給の根拠となるもの】 その完結の日から5年 【上記以外のもの】 その完結の日から2年
(3) その他介護予防ケアマネジメントの提供に関する記録のうち、介護予防ケアマネジメント費の支給の根拠となるもの	その完結の日から5年
(4) 第16条に規定する苦情の内容等の記録	その完結の日から2年
(5) 第17条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	その完結の日から2年

(介護予防ケアマネジメントの取扱方針)

第20条 介護予防ケアマネジメントは、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

- 2 受託者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス・支援計画を策定しなければならない。
- 3 受託者は、自らその提供する介護予防ケアマネジメントの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 受託者は、本市が開催する地域ケアマネジメント会議（受託者が実施する介護予防ケアマネジメントの更なる質の向上を図るため、医療・介護等の専門職を構成員として、必要な援助・助言を得るための会議をいう。）に対し、関係資料及び情報の提供、会議への出席、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合、これに協力するとともに、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図らなければならない。

(介護予防ケアマネジメント費)

第21条 本市は、受託者が介護予防ケアマネジメントを実施したときは、受託者に対し、介護予防ケアマネジメントの実施に要する費用について、介護予防ケアマネジメントに係る委託料（以下「委託料」という。）を支払う。

- 2 委託料の額は、1月当たり別表に掲げる区分に応じて、別表に掲げる単位数に1単位当たりの単価を乗じた額とする。
- 3 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。
- 4 本市は、受託者から委託料の請求があったときは、本要綱等に照らして審査した上、支払うものとする。
- 5 本市は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を国保連に委託するものとする。

(介護予防ケアマネジメント費の支払)

第22条 前条第5項の規定により審査及び支払に関する事務を国保連に委託する委託料の請求については、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号）の定めるところによる。

2 国保連により委託料の審査及び支払に関する事務を遂行することができない事情がある場合は、当該審査及び支払について、本市は、国保連及び受託者と協議の上、直接支払うものとする。

3 本市は、受託者が偽りその他不正の行為により前条第4項の規定による支払を受けた時は受託者からその支払った額につき返還させるべき額を徴収することができる。

（その他の事項）

第23条 受託者は、介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、本要綱に定めるほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）及び広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例（平成24年広島市条例第60号）の規定に準じて行うものとする。

（委任）

第24条 この要綱に定めるもののほか、介護予防ケアマネジメント事業の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条第4号の規定は、この要綱の施行の日以後にサービスの利用を終了した者について適用する。

別表（21条関係）

区分	単位数	1 単位の単価
(1) ケアマネジメントA	430 単位	10.70 円
(2) ケアマネジメントA（初回加算あり）	730 単位	
(3) ケアマネジメントA（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算あり）	730 単位	
(4) ケアマネジメントA（初回加算及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算あり）	1,030 単位	
(5) ケアマネジメントB	430 単位	
(6) ケアマネジメントB（初回加算あり）	730 単位	
(7) ケアマネジメントB（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算あり）	730 単位	
(8) ケアマネジメントB（初回加算及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算あり）	1,030 単位	
(9) ケアマネジメントC	730 単位	
(10) 卒業に関するケアマネジメント	730 単位	